

各団体等からの意見表明に対する意見等

平成25年11月19日
全国仮設安全事業協同組合
理事長 小野 辰雄

資料1 「1:検討会での意見を踏まえた今後の足場からの墜落・転落災害防止対策等の現実的なあり方について(案)」に対する意見

【論点1】について

- ②⑤からの意見について
→「大組」「大払」では墜落防止のための「手すり先行工法」の設置が必要である。
- 大幢委員の意見について
→くさび緊結式足場は最も容易に「手すり先行工法」の採用が可能な足場であり、安全帯使用の前に手すり先行足場を設置すべきである。
- 「とりまとめの方向性(案)」
(案)文を次のように修文すべきである。
→足場の最上層での組立て等の作業においては、墜落防止措置として、第一に先行手すりを設置し、第二次的にそれに安全帯を使用することとすべきである。

【論点2】について

- 「とりまとめの方向性(案)」
→より安全な措置としての「二段手すり」と「幅木」が必要である。

【論点3、4】について

- 「とりまとめの方向性(案)」
(案)文を次のように修文すべきである。
→国土交通省の重点対策と同様に、「足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する第三者による点検」が必要であり、足場の組立・変更後の使用前の点検は、公平、中立な立場から、『ダメなものをダメと指摘し、改善指導の徹底を図ることにより、墜落災害を未然に防止する。』との観点に立ち、直接当事者ではなく、第三者が行うことが重要である。
- 「民間人を活用した監視員制度」が必要である。

【その他】について

- 「とりまとめの方向性(案)」
→一側足場について「検討してはどうか」ではなく、「検討する」とすべきである。
→第7回の【提言3】の①(JIS規定の活用等)及び②(高さ制限の見直し)について検討すべきである。

**資料2 「足場からの墜落・転落災害防止対策等に係るその他の意見等」に対する意見
(安全衛生行政の範囲では直接的に対応が困難なもの)**

- 1 「1」の安全経費については、「第1 2次労働災害防止計画」において、今後の取組の方向性が示されており、安全衛生行政において直接的に対応すべき問題である。
- 2 「1」の労災保険料及び「2、3」の労働者及び一人親方の労災補償は安全衛生行政の範疇であり、同行政で対応すべき事柄である。

資料3 「わく組足場 1000 現場当たりの墜落災害発生件数(推計)」に対する意見

- 1 平成 21 年度の「①手すり先行工法採用・不安全行動なし」の死傷者数「1」について
→ 検討会報告書の災害分析 (P15) によれば、「不安全行動なし」の事例が 2 件あるが、いずれも手すり先行工法と直接関連するものではない。
したがって、平成 21 年度の「①手すり先行工法採用・不安全行動なし」の死傷者数は、本来「ゼロ」とすべきであり、平成 21 年度～23 年度の合計の「①手すり先行工法採用・不安全行動なし」の死傷者数は「ゼロ」で、推計及びグラフにおける「0.006」は「0」とすべきである。

資料4 「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会での議論を受けた労働者へのアンケート調査の実施について(案)」に対する意見

- 1 アンケートの対象者について
「安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞」を対象とすることに異論はないが、現場作業員の生の声を反映するという観点から、「足場からの墜落・転落により負傷した被災者」及び「手すり先行工法を採用した現場での作業経験者」も対象者とし、合計 1,000 人程度の規模で実施すべきである。
- 2 アンケートの内容等について
「ア及びイ」の具体的な内容については、対象者の本音が引き出せるものとするのが重要であることから、持ち回りではなく改めて検討会を開催して審議すべきである。

何人も納得する解決策として実施すべき提言

現行労働安全衛生規則による足場と 手すり先行工法による「より安全な措置」の足場との比較による 公開安全安心検証実験と体験の実施について

- ・ これまで、10回に亘って検討会が開催され議論が重ねられてきましたが、残念ながら議論は堂々巡りに終始しています。
- ・ 「百聞は一見に如かず」といいますが、単に見るだけではなく、「百の議論より一つの体験」という言葉があるとおり、「百論は一験に如かず」です。
- ・ そこで、以下の要領により、先ずダミー人形による検証実験を見学していただき、その後、実際に足場に乗り、どちらの足場が安全、かつ、安心かを体験していただきたく、強く要望いたします。

検証実験と体験の要領

- ① 公開の場で実施するものとする。
 - ② 参加者は検討会の委員全員その他第三者とする。
 - ③ 対象足場は「わく組足場」及び「くさび緊結式足場」とする。
 - ④ それぞれの足場は3段4スパンとし、足場の組立てに当たっては、現行労働安全衛生規則第563条に規定する足場と手すり先行工法による「より安全な措置」の足場とするものとする。
 - ⑤ 検証実験はダミー人形によって実施するものとする。
 - ⑥ 体験に当たっては、足場の組立時、使用時及び解体時において、「乗って」「見て」「触って」、どちらの工法による足場が安全、かつ、安心かを体験するものとする。
- ・ 以上によって、納得する解決策が決まります。